

目黒区移動支援事業実施要綱

(平成18年10月1日付け目健障第820号区長決定)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 事業等（第3条―第9条）
 - 第3章 移動支援給付費の支給（第10条）
 - 第4章 移動支援事業者（第11条―第15条）
 - 第5章 雑則（第16条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定め、もって屋外での移動が困難な障害者等の自立した日常生活及び社会生活に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）障害者 法第4条第1項に規定する障害者、並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- （2）障害児 法第4条第2項に規定する障害児、並びに児童福祉法第4条第1項の政令で定めるものによる治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
- （3）指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

第2章 事業等

（事業の内容等）

第3条 事業の内容は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合の移動に係る支援とする。

- （1）金融機関等による手続、冠婚葬祭等の社会生活上必要な外出
- （2）趣味の活動、映画鑑賞及び散歩等、余暇活動、団体活動等の社会参加のため必要な外出
- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）に通学する障害児であって、保護者による介助ができない場合の外出
- （4）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律63号）により裁判員候補者又は裁判員、若しくは補充裁判員として裁判所に出頭するための外出

(5) 生活訓練及びリハビリ等のための買い物同行及び商品の選定が困難な障害者に対する買い物同行

(6) その他区長が特に必要と認める外出

2 事業を行う時間は午前8時から午後10時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、事業を行う時間を変更することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象としない。

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

(2) 通年かつ長期にわたる外出（第3条第1項第3号を除く）

(3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする外出

(4) 公序良俗に反する目的の外出

(5) その他区長が不相当と認める外出

(対象者)

第4条 事業の対象者は、目黒区内に居住する屋外での移動が困難な障害者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15条)の別表第5号身体障害者程度等級表(以下「障害程度等級表」という。)における視覚障害の程度が1級から6級までに該当する者

(2) 体幹又は下肢に障害があり、障害程度等級表における肢体不自由の程度が2級以上の者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者

(4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく手帳の交付を受けている者

(5) 第2条第1項で定めた疾病の者のうち保健師等の調査、必要に応じて提出を求める医師の意見書等から移動が困難と判断された者

(6) その他区長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する障害者等で法第19条第3項の規定により区長の支給決定を受けている者又はこれに準じる者として区長が特に必要であると認める者については対象者としてすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。

(1) 指定障害福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者

(2) 指定障害福祉サービスにおいて、移動支援と同種類のサービス提供を受けている者及び同一時間に別のサービスを受けている者

(3) 目黒区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱(平成16年7月1日目健障第400号決定)の対象者として決定された者

(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づくサービスを同一時間に受けている者

(支給決定等)

第5条 移動支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、移動支援給付費を支給する旨の区長の決定（付則を除き、以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

(申請)

第6条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、その旨を別記第1号様式により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他の必要な事項について調査をさせることができる。

(支給要否決定等)

第7条 区長は、前条第1項の申請に係る障害者等の障害福祉サービスの利用状況、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の移動支援の利用に関する意向、その他の必要な事項を勘案して支給の要否の決定を行う。

2 区長は、支給決定を行うときは、支給期間月を単位とした移動支援の量（以下「支給量」という。）を定める。

3 区長は、支給決定を行った者に対し、指定障害福祉サービスの例により、支給量その他の事項を記載した受給者証を交付する。

(支給決定の変更等)

第8条 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）は、現に受けている支給量を変更する必要があるときは、当該支給決定の変更を別記第2号様式により申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請又は職権により、必要があると認めるときは、支給決定の変更を行うことができる。この場合において、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の支給決定の変更の決定を行った場合は、受給者証に当該変更に係る事項を記載し、交付するものとする。

4 支給決定障害者等は、交付を受けた受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、区長に受給者証の再交付を申請することができる。

(支給決定の取消し)

第9条 区長は、支給決定障害者等が次に掲げる事項に該当する場合は、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) 移動支援事業を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 第4条の要件に該当しなくなつたとき。

(3) 正当な理由なしに第6条第2項に規定する調査に応じないとき。

(4) 第6条第1項又は第8条第1項の規定による申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、区長が不相当と認めるとき。

第3章 移動支援給付費の支給

(移動支援給付費)

- 第10条 区長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、区長が登録した移動支援事業を行う者（以下「移動支援事業者」という。）からサービスを受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該事業に要した費用（支給量の範囲内のものに限る。以下同じ。）について、移動支援給付費を支給する。
- 2 移動支援事業を受けようとする支給決定障害者等は、受給者証に記載された支給量の範囲内で、移動支援サービスの利用に関する契約を行い、移動支援事業者を受給者証を提示して、当該事業を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
 - 3 移動支援給付費の額は、別表の移動支援給付費単価表のとおりとする。
 - 4 事業に係る利用者負担額及び利用者負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に定める指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の例（別表）による。ただし、第3条第1項第4号に定める外出に要する場合の利用者負担額は、全額免除する（自宅から裁判所までの往復の交通費（本人及びガイドヘルパー等分）は、利用者の負担とする。）。
 - 5 支給決定障害者等が移動支援事業者から移動支援を受けたときは、区長は、当該支給決定障害者等が移動支援事業者に支払うべき移動支援に要した費用について、移動支援給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該移動支援事業者に支払うことができる。
 - 6 前項の規定による支払いがあったときは、支給決定障害者等に対し移動支援給付費の支給があったものとみなす。

第4章 移動支援事業者

（移動支援事業者の登録）

- 第11条 前条第1項の移動支援事業者の登録は、法に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービスを行う者又は区長が適当と認める事業者の申請により行う。
- 2 前項の申請は、指定障害福祉サービスを行う事業所、基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所又は区長が適当と認める事業者の事業所ごとに行う。

（移動支援従事者の資格要件）

- 第12条 移動支援に従事する者は、厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）第1号、第3号から第6号まで及び第9号に掲げる者（3級居宅介護従業者、3級相当研修課程修了者及び3級訪問介護員を除く。）及び障害者（児）移動支援従業者養成研修修了者とする。
- 2 第3条第1項第3号に規定する障害児の通学による外出に係る支援を行う者については、前項の規定は適用しない。

（移動支援事業者の責務）

- 第13条 移動支援事業者は、障害者等の心身の状況等に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係機関との緊密な連携を図りつつ、移動支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。
- 2 移動支援事業者は、利用者とサービスの利用に係る契約をしたとき

は、その契約内容を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成25年1月18日厚生労働省令第4号）の規定を準用し、障害者移動支援事業契約内容報告書により、区長に報告するものとする。

3 移動支援事業者は、第10条第5項の規定により移動支援給付費の支払を受けようとするときは、サービス提供月の翌月10日（必着）までに移動支援給付費請求書、移動支援給付費明細書及び移動支援サービス提供実績記録票により区長に請求するものとする。区長は、前項の請求があった場合には、請求の内容を審査し、当該請求が適当であると認めるときは、当該移動支援事業者に当該移動支援給付費を支払うものとする。

4 移動支援事業者は、その提供する移動支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、移動支援の質の向上に努めなければならない。

5 移動支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、障害者等のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

（不正利得の徴収等）

第14条 区長は、移動支援事業者が、偽りその他の不正手段によって移動支援給付費の支払を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支払額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（変更の届出等）

第15条 移動支援事業者は、次に掲げる場合は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

（1）代表者の名称、事業所名称及び所在地その他登録に係る事項に変更があったとき。

（2）移動支援事業者の登録に係る事業を廃止、休止又は再開したとき。

（登録の取消し等）

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該移動支援事業者に係る第11条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部又は一部の効力を停止することができる。

（1）移動支援事業者が、当該登録に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しを受け、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。

（2）移動支援事業者が、当該登録に係る基準該当事業所の登録の取消しを受けたとき。

（3）移動支援事業者が、区長が適当と認める事業者にならなくなったとき。

第5章 雑則

（補則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日において、現に法附則第8条第1項の規定により同項第5号

の外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けている支給決定障害者等については、その者の指定障害福祉サービスの利用状況を勘案し、外出介護に係る支給決定の範囲内において、第6条に規定する申請によらずに移動支援給付費を支給する旨の区長の決定を行うことができる。

付 則（平成20年3月11日付け目健障S第1365号区長決定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月25日付け目健障第7237号部長決定）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 削除

付 則（平成28年2月3日付け目健障第6163号部長決定）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 付則（平成26年3月25日付け目健障第7237号部長決定）2「第10条第3項に掲げる移動支援給付費の額の算定に用いる厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）は、当分の間、平成25年度の単価とする。」を廃止する。

付 則（平成29年11月13日付け目健障第5237号部長決定）

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

別表（第10条第4項）利用者負担上限月額

所得区分		障害児	障害者
生活保護世帯		0円	0円
住民税非課税世帯		0円	0円
住民税課税世帯	所得割額 16万円以下 (障害児 28万円以下)	4,600円	9,300円
	所得割額 16万円以上 (障害児 28万円以上)	37,200円	37,200円

別表(第10条第3項)

移動支援給付費単価表

I 移動支援

1 介護伴わない

サービスコード	サービス内容	単価 (円)
1001	移動・介護伴わない0.5H	1,133
1011	移動・介護伴わない1.0H	2,125
1021	移動・介護伴わない1.5H	2,975
1031	移動・介護伴わない2.0H	3,738
1041	移動・介護伴わない2.5H	4,501
1051	移動・介護伴わない3.0H	5,264
1061	移動・介護伴わない3.5H	6,027
1071	移動・介護伴わない4.0H	6,790
1081	移動・介護伴わない4.5H	7,553
1091	移動・介護伴わない5.0H	8,316
1101	移動・介護伴わない5.5H	9,079
1111	移動・介護伴わない6.0H	9,842
1121	移動・介護伴わない6.5H	10,605
1131	移動・介護伴わない7.0H	11,368
1141	移動・介護伴わない7.5H	12,131
1151	移動・介護伴わない8.0H	12,894
1301	移動・介護伴わない超過0.5Hごと	763
1401	早朝・夜間加算(介護伴わない)0.5Hごと	231

2 介護伴う

サービスコード	サービス内容	単価 (円)
2001	移動・介護伴う0.5H	2,768
2011	移動・介護伴う1.0H	4,381
2021	移動・介護伴う1.5H	6,365
2031	移動・介護伴う2.0H	7,270
2041	移動・介護伴う2.5H	8,175
2051	移動・介護伴う3.0H	9,079
2061	移動・介護伴う3.5H	9,984
2071	移動・介護伴う4.0H	10,889
2081	移動・介護伴う4.5H	11,793
2091	移動・介護伴う5.0H	12,698
2101	移動・介護伴う5.5H	13,603
2111	移動・介護伴う6.0H	14,507
2121	移動・介護伴う6.5H	15,412
2131	移動・介護伴う7.0H	16,317
2141	移動・介護伴う7.5H	17,222
2151	移動・介護伴う8.0H	18,126
2301	移動・介護伴う超過0.5Hごと	904
2401	早朝・夜間加算(介護伴う)0.5Hごと	433

3 介護伴う2人目

サービスコード	サービス内容	単価 (円)
2002	移動・介護伴う2人目0.5H	2,768
2012	移動・介護伴う2人目1.0H	4,381
2022	移動・介護伴う2人目1.5H	6,365
2032	移動・介護伴う2人目2.0H	7,270
2042	移動・介護伴う2人目2.5H	8,175
2052	移動・介護伴う2人目3.0H	9,079
2062	移動・介護伴う2人目3.5H	9,984
2072	移動・介護伴う2人目4.0H	10,889
2082	移動・介護伴う2人目4.5H	11,793
2092	移動・介護伴う2人目5.0H	12,698
2102	移動・介護伴う2人目5.5H	13,603
2112	移動・介護伴う2人目6.0H	14,507
2122	移動・介護伴う2人目6.5H	15,412
2132	移動・介護伴う2人目7.0H	16,317
2142	移動・介護伴う2人目7.5H	17,222
2152	移動・介護伴う2人目8.0H	18,126
2302	移動・介護伴う2人目超過0.5Hごと	904
2402	早朝・夜間加算(介護伴う2人目)0.5Hごと	433

(1) 請求の最小単位は0.5時間。以降0.5時間増える毎に算定単位が上がる。15分以上サービス提供があった場合に0.5時間と算定する(15分未満は切り捨てる)。

(2) 早朝は午前8時まで、夜間は午後6時以降を指す。

(3) 早朝・夜間加算は、早朝・夜間の時間帯に続けて15分以上サービス提供があった場合に0.5時間と算定する(15分未満は切り捨てる)。

II 通学介助

1 最初の1時間まで

サービスコード	サービス内容	単価 (円)
1501	通学・介護伴わない1.0H	2,038
2501	通学・介護伴う1.0H	
2502	通学・介護伴う2人目1.0H	

2 1時間を超えた場合

サービスコード	サービス内容	単価 (円)
1511	通学・介護伴わない0.5Hごと	817
2511	通学・介護伴う0.5Hごと	
2512	通学・介護伴う2人目0.5Hごと	

(1) 最初の1時間については、60分の範囲で1時間とする(10分でも30分でも1時間と算定する)。

(2) 最初の1時間を超えた場合は0.5時間毎に算定単位が上がる。15分以上サービス提供があった場合に0.5時間と算定する(15分未満は切り捨てる)。

(別記第1号様式)

移動支援給付費 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

目黒区長 あて

次のとおり申請します。なお利用者負担額の算定に必要な場合は、公簿により申請者の属する世帯の確認並びに申請者及び申請者と同一世帯に属する者の課税状況等の調査・確認を受けることに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日
	氏名	個人番号：		
	居住地	〒	電話番号	
	フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日
	支給申請に係る障害児氏名	個人番号：	続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分	1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等					
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護	1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等					

<input type="checkbox"/> 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) (1)生活保護受給世帯 (2)市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの (3)市町村民税非課税世帯に属する者であって、(2)以外のもの (4)市町村民税課税世帯(障害者:所得割16万円未満、障害児:所得割28万円未満)に属する者
<input type="checkbox"/> 2 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

(注) いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
	電話番号		

(別記第2号様式)

移動支援給付費 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

目黒区長 あて

次のとおり申請します。なお、利用者負担額の算定に必要な場合は、公簿により申請者の属する世帯の確認並びに申請者及び申請者と同一世帯に属する者の課税状況等の調査・確認を受けることに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日			
	氏名						
申請者	居住地	〒			電話番号		
	フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日			
支給申請に係る障害児氏名			続柄				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号			
サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分	1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等					
サービス利用の状況	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護	1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等					
変更の理由							

<input type="checkbox"/> 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) (1) 生活保護受給世帯 (2) 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの (3) 市町村民税非課税世帯に属する者であって、(2)以外のもの (4) 市町村民税課税世帯(障害者:所得割16万円未満、障害児:所得割28万円未満)に属する者
<input type="checkbox"/> 2 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

(注) いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
	電話番号		